

第6回柏市農業委員会総会議事録

1 令和4年1月7日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 沼南庁舎5階大会議室 午後2時

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1 番 金 子 幸 司	2 番 酒 卷 寿 雄
3 番 遠 藤 秀 生	4 番 大 宮 茂 男
5 番 成 嶋 君 美	6 番 飯 野 文 夫
7 番 坂 卷 洋 行	8 番 石 井 マサ子
9 番 岡 田 英 夫	10番 寺 島 和 彦
11番 村 越 等	12番 橋 本 英 介
13番 谷田貝 和 代	14番 平 川 徹
15番 染 谷 茂	16番 山 崎 明 久

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番 友 野 博 之	18番 小 川 克 己
19番 栗 原 豊	20番 染 谷 織 恵
21番 大 塚 信 幸	22番 豊 田 佐智子
23番 木 村 寿	26番 富 澤 英 三
27番 林 敏 夫	28番 飯 田 利 明
29番 石 井 一 美	31番 坂 卷 儀 治

15名中12名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

24番 関 根 勝 敏	25番 濱 嶋 静
30番 砂 川 晴 彦	

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 寺 嶋 浩
次 長 杉 浦 清
副主幹 原 田 圭 介
副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (4) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより第6回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中12名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

日程1、議事録署名委員を選任したいと思います。選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが，異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは，指名をいたします。

平川 徹委員，山崎明久委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

今月の担当は，第 2 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，岡田委員長よろしくお願ひいたします。

岡田委員長 農地第 2 調査会は，去る令和 3 年 1 2 月 2 3 日，1 2 月 2 4 日，令和 3 年度第 1 0 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 4 件，第 4 条 1 件，第 5 条 5 件について現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 3 年 9 月に開催された第 2 回総会の議案第 1 号から 2 号の 1 7 件について，巡回パトロールの報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願ひします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1 番から 4 番は一体の事業となりますので，一括して調査結果の報告を岡田委員長お願ひいたします。

岡田委員長 1番から4番についてご報告します。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人が経営面積を拡大するため、また、●●●在住の譲渡人●人は譲受人の要望に応えるため、使用貸借権の設定及び売買による所有権移転を伴う許可申請で、使用貸借期間は●年間です。

申請地は藤ヶ谷の田●筆●，●●●㎡及び畑●筆●，●●●㎡の合計●●筆●，●●●㎡で，●，●●●●●●の作付を行う計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から4番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

譲渡人と譲受人はどのような関係でしょうか。

岡田委員長 別に親戚関係とか、そういう関係ではありません。

成嶋委員 使用貸借というのは、お金とかそういうのはないんですよね。他人同士でも特に仲がよかったとか。

岡田委員長 親戚じゃないですよ。

事務局 親戚ではないです。一応、●●の方ですけども。

岡田委員長 金銭は発生していないんですか。

事務局 はい、金銭は発生してないです。

岡田委員長 これ●●●で、実際もう耕作してなくて、●●●の方に借りてくれるならばという感じで。

成嶋委員 では、兩人とも知り合い同士ですね。

岡田委員長 そうです、●●●●●で。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番から4番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、貸駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は大井の田●筆の一部、●●●. ●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請者は申請地に隣接する市街化区域内の自己所有地にアパート建設を行うことに伴い、アパート居住者用の貸駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、普通乗用車3台、軽自動車1台の計4台を収容するもので、申請地はアスファルト舗装とし、コンクリート製車止めを設置します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲はコンクリートブロック2段及びメッシュフェンスを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は11ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は岩井の畑●筆の一部●●●. ●●㎡です。

おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内の農地であることから、第1種農地と判断しました。

譲受人●人は、●及び●●●●である譲渡人家族と共に暮らしていますが、家族の増加に伴い現在の住まいが手狭となったため、隣接する申請地に新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は、●●●●建て、建築面積●●●. ●●㎡、延べ床面積●●●. ●●㎡、●台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策については、雨水は雨水浸透ますで、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、宅内処理します。周囲は土堰堤、土塁を設

け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、賃貸借による権利設定を伴う資材置場兼車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は藤ヶ谷新田の畑●筆，●，●●●m²です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は市内で解体業及び廃品回収業を営む法人で、事業拡大に伴い、申請地において資材置場兼車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、従業員車両5台、2tダンプ2台、トラック5台、重機2台及びコンテナ10台を保管するもので、場内は碎石敷きとしま

す。

被害防除対策としては、雨水は自然浸透。周囲はコンクリートブロック、安全鋼板及び単管パイプを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

村越委員 村越です。

このコンテナ10台というのは、何に使うために10台必要なんですか。

岡田委員長 詳しくは聞いていませんが、廃品回収業などを営む予定なので、回収品を入れるのではないかと思います。

飯野委員 資材ごとに、アルミとか鉄とか。

議長 いいですか。

村越委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について，調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は19ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は藤ヶ谷の畑●筆，合計●●●m²です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は市内で建設業を営む法人で，事業拡大に伴い，既存施設に隣接する申請地において新たに資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は，U字溝，鉄筋，鉄パイプを保管するもので，場内は砂利敷きとします。隣接する既存施設部分は出入口を含め一体で利用し，砂利，赤土を保管します。

被害防除対策として，雨水は自然浸透。周囲は既設フェンス及び築堤により土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力，信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について，何か質問はございませんか。

飯野委員 飯野です。

22ページの図面で、これは山林と一体で開発をするわけですね。

岡田委員長 申請部分の農地と、そのほかが山林です。

飯野委員 山林ですね。ここを一体で開発して、資材置場にすることによってよろしいですか。

岡田委員長 この隣の山林部分が資材置場として現在使われていて、その隣の農地を買って使うということです。

飯野委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は藤ヶ谷の畑●筆●●●㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は市内で建設業を営む法人で、事業拡大に伴い、既存施設に隣接する申請地において新たに資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、支柱、踏板を保管するもので、場内は砂利敷きとし、

隣接する既存施設との境界にスロープを設ける一体として使用します。既存施設側は出入口，車両置場及び事務所として利用します。

被害防除対策として，雨水は自然浸透。周囲は既存のり面による土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力，信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について，何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について，調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は27ページからになります。

本件は，贈与による所有権移転を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は大青田の畑●筆の一部，●●●㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人●人は，家族の成長に伴い現在の住まいが手狭となったため，●及び●●●●である譲渡人が所有する申請地に新たに専用住宅を建

築する計画に至ったものです。

建築内容は、●●●●建て、建築面積●●●●●●●● m²、延べ床面積●●●●●●●● m²、●台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策については、雨水は雨水浸透ますで、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、宅内処理します。周囲は小堤を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当としました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1～その3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局をお願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第4号その1につきましては、●, ●●が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは、退席をいたします。よろしく願いいたします。

(●●●●●が退席)

飯野職代 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課をお願いします。

農政課 それでは、説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に所在する農地所有適格法人が新利根の田●筆、面積●, ●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

飯野職代 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯野職代 「なし」という声があったので、承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職代 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●●●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代させていただきます。

(●●●●●が着席)

議長 それでは、次の審議に入ります。

議案第4号その2につきましては、●●●●●が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(●●●●●が退席)

議長 それでは、議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第2番から3番は、●●●に在住の農業者が手賀の田●●筆、手賀新田の田●●筆、合計面積●●●、●●●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。
議案第4号その2を採決いたします。
本案は原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
●●●●の除斥を解除いたします。

(●●●●が着席)

議長 それでは、議案第4号その3の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。
農政課お願いいたします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第4番は、●●●●に在住の農業者が花野井の畑●筆、面積●
●、●●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年
です。

計画番号第5番は、●●●●に在住の農業者が藤心の田●筆、面積●、
●●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年
です。

計画番号第6番は、●●●●に在住の農業者が片山の畑●筆、面積●、
●●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年
です。

計画番号第7番は、●●●●に在住の農業者が千間橋の田●筆、面積
●、●●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年
です。

計画番号第8番は、●●●●に在住の農業者が鷺野谷の畑●筆、合計
面積●、●●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●

●年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●の在住の農業者が新利根の田●筆、面積●，●●●㎡の所有権を移転するものです。

計画番号第2番は、●●に在住の農業者が弁天下の田●筆、新利根の田●筆、合計面積●，●●●㎡の所有権を移転するものです。

計画番号第3番は、●●に在住の農業者が片山の畑●筆、面積●●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号その3を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終わりましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労様でした。

(農政課職員退席)

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めま

す。

(事務局が報告事項について説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

2月2日水曜日、2月3日木曜日が調査会で、2日は午前9時から、3日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第3調査会です。

2月8日火曜日が総会で、午後2時から、本庁舎5階、第5、第6委員会室でございます。

以上、これをもちまして、第6回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時45分閉会)